

横浜植物防疫協会からのお知らせ

条件付き輸入生果実関係

【新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた条件付き生果実等の 輸入検査について】

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた代替措置として行う生果実等の輸入検査について、令和5年3月16日付けで下記のとおり対象品目が除外された旨の連絡がありましたのでお知らせします。

今回の除外措置は、同感染症に対する各国の輸入制限が緩和されるなど、世界的に発生が収束に向かっているものと判断されたことから、各国への日本側植物防疫官の派遣を再開し同国において検疫措置が適切に行われていることが確認されたためです。

【今回、対象から除外された品目】

- ①エジプト産カンキツ類の生果実
- ②トルコ産カンキツ類の生果実
- ③並びに ハワイ諸島産パパイヤ及びマンゴウの生果実

を対象品目から除外。

詳細につきましては、別添「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた生果実等の輸入検査について」の(参考)新型コロナウイルス感染症のまん延に係る代替措置を行う国(地域)、対象品目及びそれらの輸入検査時の抽出数量をご確認ください。

以 上

(別紙)

新型コロナウイルス感染症のまん延に係る代替措置を行う国（地域）、対象品目及びそれらの輸入検査時の抽出数量

(傍線部分は追加部分)

| 国（地域） | 対象品目 | 輸入検査時の抽出数量 |
|---------|---|--------------|
| アメリカ合衆国 | ネクタリンの生果実 | 現在の抽出数量の2倍 |
| アルゼンチン | グレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ、マーコットの生果実 | 現在の抽出数量の2倍 |
| イタリア | タロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実（低温処理施設において消毒が行われる場合） | 現在の抽出数量の2倍 |
| オーストラリア | マンゴウの生果実 | 現在の抽出数量の2倍 |
| オランダ | おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす、ぶどうの生果実 | 現在の抽出数量の2倍 |
| 台湾 | パパイヤ、マンゴウ、ポンカン、タンカン、リュウチン種のスウィートオレンジ、ポメロ、れいし、ぶどう、ヒロセレウス・ウンダーツス、いんどなつめの生果実 | 現在の抽出数量の2倍 |
| 中華人民共和国 | れいしの生果実 | 現在の抽出数量の2倍 |
| パキスタン | マンゴウの生果実 | 現在の抽出数量の2倍 |
| フィリピン | マンゴウ及びパパイヤの生果実 | 現在の抽出数量の2倍 |
| ベトナム | ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コストリケンシスとの交雑種、カッチュー種のマンゴウの生果実、ティエウ種のれいし、りゅうがんの生果実 | 現在の抽出数量の2倍 |
| アメリカ合衆国 | さくらんぼ、りんご及びせいようすもの生果実、ばれいしよの生塊茎 | 現在の抽出数量の1.5倍 |
| イタリア | タロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実（低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合） | 現在の抽出数量の1.5倍 |

| | | |
|----------------------|---|--------------|
| インド | マンゴウの生果実 | 現在の抽出数量の1.5倍 |
| オーストラリア | スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ、ぶどう、指定地域で生産されるカンキツ属 | 現在の抽出数量の1.5倍 |
| カナダ | さくらんぼの生果実 | 現在の抽出数量の1.5倍 |
| コロンビア | トミーアトキンス種のマンゴウ、ハス種のアボカドの生果実 | 現在の抽出数量の1.5倍 |
| 南アフリカ共和国（スワジランドを含む。） | スウィートオレンジ、レモン（スワジランドは除く。）、グレープフルーツ、クレメンティンの生果実 | 現在の抽出数量の1.5倍 |
| ニュージーランド | りんごの生果実 | 現在の抽出数量の1.5倍 |
| ブラジル | ケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実 | 現在の抽出数量の1.5倍 |
| ペルー | ハス種のアボカド及びうんしゅうみかんの生果実 | 現在の抽出数量の1.5倍 |

※コロンビア産イエローピタヤを対象品目から除外（2021年5月）

※インド産マンゴウの輸入検査時の抽出数量を変更（2022年3月）

※アメリカ合衆国産にほんすもも、むぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉を対象品目から除外（2022年9月）

※カナダ産むぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉並びにとうがらしの生果実、ペルー産ケント種のマンゴウの生果実を対象品目から除外（2022年11月）

※ベトナム産りゅうがんの生果実を対象品目に追加（2022年12月）

※イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン、オアの生果実、オーストラリア産ハス種のアボカドの生果実及びチリ産指定生産地で生産されるさくらんぼの生果実を対象品目から除外（2022年12月）

※ニュージーランド産さくらんぼの生果実を対象品目から除外（2023年1月）

※イスラエル産ハス種のアボカドの生果実、オーストラリア産タスマニアの指定生産地で生産されるさくらんぼの生果実並びにタイ産マンゴウ、マンゴスチン及びトーンディー種のポメロの生果実を対象品目から除外（2023年2月）

※①エジプト産オレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実、②トルコ産オレンジその他のシトラス・シ

ネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びマンダリンその他のシトラス・レティクラタの生果実及び③ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ、ケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実を対象品目から除外（2023年3月）